

【事案VI-6】死亡共済金請求

・平成30年11月14日 申立て不受理

<事案の概要>

共済契約者・被共済者の死亡に伴い、共済契約者の妻である申立人が死亡共済金を請求したところ、死亡共済金受取人が義母に変更されていることを知った。

変更時、共済契約者は入院中で判断力・理解力もない状態であり、義母が勝手に変更したことが判明したが、被申立人は、「正当な権利者が申立人か義母であるか確知できない」として、支払を留保していることを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、被共済者にかかる死亡共済金、入院・手術共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 申立人は、平成30年5月、本件契約の死亡共済金受取人が共済契約者から申立人義母に変更されていることを知った。変更当時、共済契約者は脳悪性リンパ腫で入院中であつたため、文字も書けず、言葉も上手く発せられず、家族の顔も判別できない状態であり、受取人変更の判断はできなかつたと主張する。

(2) 被申立人は、当該変更を無効として死亡共済金受取人を共済契約者に戻したため、受取人は法定相続人である申立人となつたが、共済金請求には共済証書が必要と約款・事業規約に規定しており、義母が共済証書を持っているだろうから、申立人には支払えないとした。また、被申立人は、義母から「共済契約者が受取人を義母に変えてもいいと言っていた」と聞いており、二重払いになるリスクがあるため、訴訟による判断がないと共済金は支払わないと主張している。

しかし、共済金受取人の変更を共済契約者の同意もなく行ったことは、約款・事業規約に反する行為であり、被申立人の主張と矛盾する。受取人を元に戻したから、被申立人が約款・事業規約に反したことは解決したとするのも勝手であり、被申立人が「裁判をしないと支払わない」と言い続けることも、申立人を諦めさせようとする口実にすぎない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨

「申立人の請求は認められない」との裁定判断を求める。

2. 契約の概要・経過

- (1) 平成元年、生命共済に加入した際、共済契約者は未婚で義母と同居しており、契約手続はすべて義母が行い、共済掛金も義母が払い込んでいた。平成16年、申立人と結婚して別居したが、共済契約の住所変更届はなく、共済掛金も義母が払い続けた。平成29年、義母から何十年も共済掛金を払い続けてきた共済契約であり、共済金は義母が受け取ることを共済契約者も了解しているとの申し出を受け、死亡共済金受取人変更届を受け付けた。
- (2) 平成30年5月、共済契約者・被共済者の死亡に伴い、申立人から本件共済契約の死亡共済金受取人変更は無効として、申立人に死亡共済金を支払うよう求めてきたが、申立人は本件共済契約証書を所持しておらず、証書を保管している義母とは不仲で証書の引渡しを受けることはできないとのことである。一方、義母は共済契約者了解のもと受取人変更をしたもので、死亡共済金の受領権限は自身にあるとする。

3. 被申立人の対応方針

- (1) 正当な権利者に死亡共済金を支払う用意がある。被申立人が申立人に説明している趣旨は、「正当な権利者が申立人であるのか、義母であるのか確知できないため、両方で協議するか、裁判で権利の帰属を明らかにされたい」ということである。
- (2) 死亡共済金受取人変更手続きに際し、共済契約者の意思確認はできないから変更は無効で、申立人が真の権利者という主張も司法判断として是認される可能性があると思料する。しかし他方で、本件共済契約の加入経過、共済掛金の負担、その他の経緯等を踏まえると、共済証書を所持している義母が共済契約者から受取人を義母とすることについて承諾を得ていたという義母の説明も否定できない。
- (3) 共済証書を求めている趣旨は、通常は真の権利者が有しているはずだからである。共済証書の提示がなければ絶対に支払に応じないとしているのではなく、権利の帰属について争いがあり、その一方の当事者が共済証書を所持していて、引渡に応じないという状況を知りながら、共済証書の提出なく共済金を支払うことはできかねる。

<裁定の概要>

裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でないと認められるため、申立てを不受理とした。